

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>東北電子専門学校 同窓会会則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>第 1 条 本会は東北電子専門学校同窓会と称し、その本部を東北電子専門学校内（仙台市）におき、<u>必要に応じ各地に支部をおく。事務局は「仙台市青葉区花京院 1 丁目 3 番 1 号」におく。</u></p> <p>第 2 条 本会は東北電子専門学校の卒業生で組織し、<u>入会金納入者を正会員とする。また、在校生は準会員とし、卒業と同時に正会員とする。</u></p> <p><u>第 3 条 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する卒業生以外の個人又は企業は賛助会員とする。賛助会員としての入会については役員会の商人を得ることとし、入会金及び年会費は別に定める。</u></p> <p>第 4 条 本会は会員相互の親睦と相互扶助をはかるとともに、<u>母校の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>第 5 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 （1）総会の開催</p>	<p style="text-align: center;"><b>東北電子専門学校 同窓会会則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>第 1 条 本会は東北電子専門学校同窓会と称し、その本部<u>及び事務局</u>を東北電子専門学校内（仙台市）におく。</p> <p>第 2 条 本会は東北電子専門学校の卒業生で組織し、<u>入会金納入者を会員とする。</u></p> <p>第 3 条 本会は会員相互の親睦と相互扶助をはかるとともに、<u>母校の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>第 4 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 （1）総会の開催</p>

- (2) 同窓会名簿・同窓会新聞その他機関紙の発行
- (3) 会員及び本会功労者の表彰
- (4) 会員相互の研鑽と会員の向上発展に資する事項
- (5) 母校事業後援と発展に資する事項
- (6) その他本会の目的達成のための適当な事業

## 第2章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 2名
- 理 事 7名
- 監 事 3名
- 評議員 若干名

第7条 会長・副会長・理事・監事（以下役員と呼ぶ）  
は総会に於いて会員の中から選出する。但し初会当  
初(第一回目)の役員は発起人会に於いて選出する。  
評議員は各卒業回ごと及び各支部ごとに会長の推薦  
により委嘱する。役員任期は3カ年とし、再任を  
妨げない。なお、役員に欠員を生じたときは補充す  
る。但し、任期はその前任者の残任期間とする。

- (2) 卒業記念誌の発行
- (3) 会員及び本会功労者の表彰
- (4) 会員相互の研鑽と会員の向上発展に資すること
- (5) 母校事業の発展に資すること
- (6) その他本会の目的達成のための事業

## 第2章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 1名
- 理 事 5名
- 監 事 2名

第6条 役員は役員会に於いて会員の中から選出する。  
役員任期は3年とし、再任を妨げない。役員欠員  
の補充は役員会で決定する。但し、任期はその前任  
者の残任期間とする。

第8条 会長は会を代表し、会務を司る。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理とする。

第9条 理事は会の事務を執行し、会長・副会長に事故があるときはその代理をする。

第10条 監事は会の経理を監査し、その結果を役員および総会に報告する。

第11条 評議員は動機の卒業生、ならびに支部内の連絡にあたり、評議員会に出席する。

第12条 本会に名誉顧問及び顧問各1名を置くこととし、母校の創立者で現理事長を名誉顧問に、現校長を顧問に委嘱する。名誉顧問及び顧問は可能な限り本会の各種会合に出席し、会長、副会長その他幹部役員の相談役として会の発展に協力するものとする。

### 第3章 会 議

第13条 本会の会議は総会・理事会・評議員会・監事会とし、原則として会長が招集する。

第7条 会長は会を代表し、会務を司る。副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第8条 理事は会の事務を執行し、会長・副会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第9条 監事は会の経理を監査し、その結果を役員および総会に報告する。

第10条 本会に顧問1名を置くこととし、東北電子専門学校校長を顧問に委嘱する。

### 第3章 会 議

第11条 本会の会議は総会及び役員会とし、原則として会長が招集する。

第14条 総会は毎年7月に開くこととし、次のことを行う。

- (1) 会務の報告
- (2) 母校の近況報告
- (3) 予算・決算の審議
- (4) 役員の出選（任期満了および新規役員）
- (5) 会則の変更の必要あるときは、その審議
- (6) その他

第15条 役員会は会長・副会長・理事・監事・評議員（代表若干名）を以って構成し、会長が必要と認めるとき、又は、役員の数分の1以上の要請があったときに開き、次のことを行う。

- (1) 事業計画
- (2) 決算並びに予算案の審議
- (3) 資産の管理に関すること
- (4) 細則の改廃等に関すること
- (5) その他会務の執行上必要なこと

第12条 総会は必要に応じて開くこととし、議長は会員の中から会長が指名する。

第13条 総会は次の事項を行う。

- (1) 会務の報告
- (2) 母校の近況報告
- (3) **予算・決算の報告**
- (4) 役員の出選
- (5) 会則の変更の必要あるときは、その審議
- (6) その他

第14条 総会の議決は出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第15条 役員会は会長・副会長・理事・監事をもって構成し、会長が必要と認めるとき、又は、役員の数分の1以上の要請があったときに開催し、次の事項を行う。

- (1) 事業計画
- (2) 役員の出選
- (3) 決算並びに予算案の審議
- (4) 資産の管理
- (5) 細則の改廃等
- (6) その他本会に関すること。

議決は出席者の過半数で決める。可否同数のときは会長がこれを決する。

第16条 理事会は、会長・副会長・理事・監事を以って構成し、会の運営に当たる。

#### 第4章 会計

第17条 本会の経費は、入会金・年会費・寄付金・賛助会費、その他雑収入による。

第18条 この会の資産は会長名義により、会長、副会長、事務局長の責任の下に保管する。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 役員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第17条 総会及び役員会に於ける議決事項は、議事録を作成し、会長の承認を得ることとする。

#### 第4章 会計及び事務

第18条 本会の経費は、入会金・寄付金及びその他の収入による。

第19条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第20条 会長は会計年度終了後すみやかに収支決算書及び収支予算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

第21条 本会の事務業務は、東北電子専門学校に委託する。

付則

第 2 0 条 本会の運営に必要な細則は別に定める。

第 2 1 条 この会則は平成 3 年 1 0 月 1 日より施行する。

第 2 2 条 この会則の一部変更は平成 1 0 年 7 月 1 日より施行する。

第 2 3 条 この会則の一部変更は平成 1 3 年 4 月 1 日より施行する。

付則

第 2 2 条 本会の運営に必要な細則は別に定める。

第 2 3 条 この会則は平成 3 年 1 0 月 1 日より施行する。

第 2 4 条 この会則の一部変更は平成 1 0 年 7 月 1 日より施行する。

第 2 5 条 この会則の一部変更は平成 1 3 年 4 月 1 日より施行する。

第 2 6 条 この会則の一部変更は平成 2 9 年 1 1 月 1 2 日より施行する。

同窓会細則

## 同窓会細則

第1条 本会の入会金は3,000円とする。在学生会は入学時に入会金を納めこれに当てる。既納の入会金は返済しないこととする。

第2条 会員は会費として年1000円を納める。ただし2年分(2000円)を2年毎に前納することとする。

第3条 賛助会員の入会金、年会費及び納入要領については別に定める。

第4条 本会の事業又は母校の企業援助のために必要な金額は総会の議決を経て支出することができる。但し、事情によっては理事会の承認があればこの限りではない。

第5条 同窓会会報は年1回発行することとし、全会員に無料で頒布する。但し、住所不明の会員又は年度会費未納の会員には頒布しない。

第6条 その他については役員会に於いて決定する。

第1条 本会の入会金は3,000円とし、本校入学時に納入する。既納の入会金はこれを返金しないこととする。

第2条 卒業記念誌を卒業時に配布する。

第3条 その他については役員会に於いて決定する。